

定期報告関係届出の 手引き（令和 7 年 7 月）

江戸川区都市開発部建築指導課

表紙、目次	1
1 定期報告関係届出とは	2
2 申請書類	3-5
3 費用	6
4 申請方法の選択、流れ	7
5 関連資料（添付）	8-43
6 関連資料（リンク）	44
裏紙	45

1 定期報告関係届出とは

1 - 1 関係届出とは

所有者・管理者、建物名称など建物基本情報が変更になる場合、建物の除却、用途変更などにより定期報告が不要になる場合などには、指定の各種書類で区に届出します。

区ではそれらを情報台帳の更新に活用しています。

1 - 2 提出先

書類提出先は江戸川区です。

ただし、昇降機等の関係内容のみの書類は、昇降機等定期検査報告書の受付機関である東京都昇降機安全協議会に提出します。

なお、届出あて先は江戸川区長となります。

関連資料

[リンク 001] 東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ Web (東京都防災・建築まちづくりセンター)

[リンク 002] 日本建築設備・昇降機センターホームページ Web (日本建築設備・昇降機センター)

[リンク 003] 東京都昇降機安全協議会ホームページ Web (東京都昇降機安全協議会)

2 申請書類

2 - 1 建築物に係る申請書類

建築物等の所有者等変更届（第 11 号様式の 3、第 16 条の 2 関係）

所有者、管理者または建築物名称を変更する場合に届出します。
申請様式集番号 0509。

建築物除却届（江都建様式 07）

建築物を除却する場合に届出します。

申請様式集番号 0502。

次の様式での届出もできます。

建築物除却・使用休止届（第 8 号様式の 3、第 14 条関係） 申請
様式集番号 0501。

建築物使用休止届（江都建様式 08）

建築物を使用休止する場合に届出します。

申請様式集番号 0503。

次の様式での届出もできます。

建築物除却・使用休止届（第 8 号様式の 3、第 14 条関係） 申請
様式集番号 0501。

建築物再使用届（第 8 号様式の 4、第 14 条関係）

使用休止していた建築物を再使用する場合に届出します。

定期調査報告書の添付が必要です。

申請様式集番号 0504。

特定建築物定期報告対象外届（江都建様式 11）

建築物の用途変更や解体等により対象外となった場合に届出します。

申請様式集番号 0510。

2 - 2 特定建築設備等に係る届出書類

特定建築設備等廃止届（江都建様式 09）

特定建築設備等を廃止する場合に届出します。

申請様式集番号 0506。

次の様式での届出もできます。

特定建築設備等廃止・使用休止届（第 11 号様式、第 16 条関係） 申請様式集番号 0505。

なお、建築物の除却に伴う廃止で「建築物除却届」を届出した場合は届出不要です。

特定建築設備等使用休止届（江都建様式 10）

特定建築設備等を使用休止する場合に届出します。

申請様式集番号 0507。

次の様式での届出もできます。

特定建築設備等廃止・使用休止届（第 11 号様式、第 16 条関係） 申請様式集番号 0505。

特定建築設備等再使用届（第 11 号様式の 2、第 16 条関係）

使用休止していた特定建築設備等を再使用する場合に届出します。

定期検査報告書の添付が必要です。

申請様式集番号 0508。

特定建築設備等定期報告対象外届（江都建様式 12）

建築物の用途変更により対象外となった場合に届出します。

申請様式集番号 0511。

関連資料

[資料 02] 江戸川区建築基準法施行細則

[資料 03] 申請様式集

3 費用

申請に伴う区事務手数料は設定されていません（無料）。
申請で取得できる通知書はありません。

4 申請方法の選択、流れ

申請方法は、オンライン申請、郵送申請または窓口申請を選択します。

詳細や各種申請手続の流れは関連資料を参照ください。

推奨する申請手続の概要は次のとおりです。

申請者

- ▼ 申請書類を作成
オンライン申請フォームで区に送信

江戸川区

- ▼ 申請受信
申請書類の審査、収受事務

昇降機等の関係内容のみの書類は、東京都昇降機安全協議会に提出します。ご注意ください。

関連資料

- [資料 03] 申請手続の流れ集
- [資料 04] オンライン申請フォーム集（定期報告）
- [資料 05] 副本（控え書類）への区受付印の押印を希望する場合
- [資料 06] 江戸川区役所第3庁舎1階窓口 建築指導課

5 関連資料

[illegible]

[資料01]申請様式集

番号	書類名称	様式名称	規定	申請 手数料 有無	備考
0501	建築物除却・使用休止届	第8号様式の3（第14条関係）	基準法 区細則	無	
0502	建築物除却届	江都建様式07		無	0501と同様 電子提出用
0503	建築物使用休止届	江都建様式08		無	0501と同様 電子提出用
0504	建築物再使用届	第8号様式の4（第14条関係）	基準法 区細則	無	定期調査報告書添付
0505	特定建築設備等廃止・使用休止届	第11号様式（第16条関係）	基準法 区細則	無	
0506	特定建築設備等廃止届	江都建様式09		無	0505と同様 電子提出用
0507	特定建築設備等使用休止届	江都建様式10		無	0505と同様 電子提出用
0508	特定建築設備等再使用届	第11号様式の2（第16条関係）	基準法 区細則	無	定期検査報告書添付
0509	建築物等の所有者等変更届	第11号様式の3（第16条の2関係）	基準法 区細則	無	
0510	特定建築物定期報告対象外届	江都建様式11		無	
0511	特定建築設備定期報告対象外届	江都建様式12		無	

建築物 除 却 届
使用休止

下記の建築物を 除 却 使用休止 したので、江戸川区建築基準法施行細則第14条第 4 項の規定により届け
出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数 (地上 階・地下 階)、延べ面積 (m ²)
4	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び 番 号	年 月 日 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び 番 号	年 月 日 号
6	前回報告年月日 及び 番 号	特定建築物： 年 月 日 番号
		防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
7	除 却 及 び 使用休止の理由	
8	除 却 年 月 日 使用休止期間	除却年月日： 年 月 日 使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出してください。
- 4 6 の欄は、建築物を除却する場合、該当するものを全て記入してください。

建築物除却届

下記の建築物を除却したので、江戸川区建築基準法施行細則第14条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)
	4	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
6	前回報告年月日 及び番号	特定建築物： 年 月 日 番号
		防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
7	除却の理由	
8	除却年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 6の欄は、建築物を除却する場合、該当するものを全て記入してください。

建築物使用休止届

下記の建築物を使用休止したので、江戸川区建築基準法施行細則第14条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示
		(地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)
4	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
6	前回報告年月日 及び番号	特定建築物： 年 月 日 番号
		防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
7	使用休止の理由	
8	使用休止年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 6の欄は、建築物を使用休止する場合、該当するものを全て記入してください。

建築物再使用届

下記の建築物を再使用したいので、江戸川区建築基準法施行細則第14条第 6 項の規定により届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建 築 物 の 概 要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数 (地上 階・地下 階) 延べ面積 (m ²)
	4	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び 番号
5	使用休止届届出日 (使用休止期間)	年 月 日 (使用休止期間: 年 月 日 から 年 月 日 まで)
6	前回報告年月日 及び 番号	年 月 日 番号
7	再使用開始年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 建築基準法施行規則第 5 条第 3 項及び第 4 項に規定する書類を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

特定建築設備等 廃止 届
使用休止

下記の特定建築設備等を 廃止 したので、江戸川区建築基準法施行細則第16条第8項の規定により届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(m ²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び 番号	年 月 日 号
6	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び 番号	年 月 日 号
7	前回報告年月日 及び 番号	防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
8	廃止及び 使用休止の理由	
9	廃止年月日 使用休止期間	廃止年月日： 年 月 日 から 年 月 日まで 使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
受付欄		

（注意）

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。

（日本産業規格A列4番）

江都建様式09

特定建築設備等廃止届

下記の特定建築設備等を廃止したので、江戸川区建築基準法施行細則第16条第8項の規定により届け出ます。

江戸川区長 殿

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(m ²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
6	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
7	前回報告年月日 及び番号	防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
8	廃止の理由	
9	廃止年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

江都建様式10

特定建築設備等使用休止届

下記の特定建築設備等を使用休止したので、江戸川区建築基準法施行細則第16条第8項の規定により届け出ます。

江戸川区長 殿

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(㎡)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
6	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
7	前回報告年月日 及び番号	防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
8	使用休止の理由	
9	使用休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

特定建築設備等再使用届

下記の特定建築設備等を再使用したいので、江戸川区建築基準法施行細則第16条第10項の規定により届け出ます。

江戸川区長 殿

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び 番号	年 月 日 号
6	使用休止届届出日 (使用休止期間)	年 月 日 (使用休止期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
7	前回報告年月日 及び 番号	防火設備: 年 月 日 番号
		建築設備: 年 月 日 番号
		昇降機等: 年 月 日 番号
8	再使用開始年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。

(日本産業規格A列4番)

建築物等の所有者等変更届

定期報告対象建築物等の所有者等下記のとおり変更したので、江戸川区建築基準法施行細則第16条の2の規定により届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1 定期報告対象建築物等	(1) 建築物等の所在地	住居表示 (地名地番)				
	(2) 建築物の名称					
	(3) 建築物の用途					
	(4) 検査対象防火設備					
	(5) 検査対象建築設備					
	(6) 検査対象昇降機等					
	(7) 前回報告年月日及び番号	特定建築物	年	月	日	番号
		防火設備	年	月	日	番号
建築設備		年	月	日	番号	
昇降機等		年	月	日	番号	
2 変更事項	(1) 所有者の住所及び氏名	新				
		旧				
	(2) 管理者の住所及び氏名	新				
		旧				
	(3) 建築物の名称	新				
		旧				
3 変更した日	年 月 日					
4 変更の理由						
受付欄						

（注意）

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 3 変更事項のうち該当する項目について記入してください。

江都建様式11

建築物定期報告対象外届

下記の建築物は、定期報告の対象外となりますので届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(m ²)
	4 確認済証交付者 及 び 番 号	年 月 日 号
5 検査済証交付者 及 び 番 号	年 月 日 号	
6 前回報告年月日 及 び 番 号	特定建築物： 年 月 日 番号	
7	対象外の理由	
8	対象外年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。

江都建様式12

特定建築設備等定期報告対象外届

下記の特定建築設備等は、定期報告の対象外となりますので届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

届出者 住所
氏名
電話

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階) 延べ面積(m ²)
	4	特定建築設備等の種類、用途及び構造
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
6	検査済証交付者 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 号
7	前回報告年月日 及び番号	防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
8	対象外の理由	
9	対象外年月日	年 月 日
受付欄		

(注意)

- 1 印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

[資料 02] 江戸川区建築基準法施行細則

○江戸川区建築基準法施行細則

平成十一年九月二十日規則第六十七号

最終改正 令和 六年 三月二九日規則第三九号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 定期報告等（第十三条—第十九条）
- 第三章 許可申請等（第二十条—第二十七条）
- 第四章 公聴会（第二十八条—第四十一条）
- 第五章 建築協定（第四十二条—第五十条）
- 第六章 雑則（第五十一条—第六十条）

第一章 総則

（略）

第二章 定期報告等

（定期報告を要する建築物の指定等）

第十三条 法第十二条第一項の規定に基づき令第十六条第一項各号に定める建築物に係る規則第五条第一項の規定により定める報告の時期は、次の表の（い）欄に掲げる用途ごとに、当該建築物に係る法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証（以下この条において「検査済証」という。）の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表（ろ）欄に掲げるとおりとする。

	（い）	（ろ）
	用途	報告の時期
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外觀覧場を除く。）、公会堂又は集会場	毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
二	旅館又はホテル	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで。 ただし、床面積の合計が二千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
三	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）	昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで。 ただし、床面積の合計が三千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで

四	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。以下この表及び次項の表において「告示」という。）第一第二項第二号から第九号までに掲げるものに限る。）	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
五	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
六	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
七	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）	昭和六十年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで

2 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の表の（い）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表（ろ）欄に掲げる規模又は階のもの（ただし、前項に規定するものを除く。）とし、規則第五条第一項の規定により定める報告の時期は、当該建築物に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表（は）欄に掲げるとおりとする。

	（い）	（ろ）	（は）
	用途	規模又は階	報告の時期
一	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、主階が一階にないもので床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（階数が三以上のものに限る。）又は地階若しくは三階以上の階にあるもの	毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
二	観覧場（屋外観覧席のものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの（平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が四百平方メートル未満のものを除く。）又は地階若しくは三階以上の階にあるもの	毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
三	旅館又はホテル	床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。）	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで。ただし、床面積の合計が二千平方メートルを超えるも

		又は地階若しくは三階以上の階にあるもの	ので三階以上の階にあるものについては、毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
四	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの	昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで。ただし、床面積の合計が三千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで
五	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は令第百十五条の三第一号に掲げる児童福祉施設等（告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるものに限る。）	床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。）又は地階若しくは三階以上の階にあるもの	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
五の二	令第百十五条の三第一号に掲げる児童福祉施設等（告示第一第二項に掲げるものを除く。）	床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの（平屋建てで床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。）又は三階以上の階にあるもの	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
六	学校又は体育館	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は三階以上の階にあるもの	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
七	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は三階以上の階にあるもの	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
八	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの	昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
九	下宿、共同住宅又は寄宿舍	床面積の合計が千平方メートルを超えるもので五階以上の階にあるもの	昭和六十年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
九の二	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）	地階又は三階以上の階にあるもの	昭和六十年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで

十	九に掲げる用途と一から八までに掲げる用途の一以上とを併せるもの（一から九までの項（い）欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ（ろ）欄に掲げる規模又は階のものを除く。）	床面積の合計が千平方メートルを超えるもので五階以上の階にあるもの	平成七年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
十一	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が千平方メートルを超えるもの（五階以上の建築物で延べ面積が二千平方メートルを超えるもののうち、三階以上の階にあるものに限る。）	昭和六十二年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
十二	一から八までに掲げる用途の二以上を併せるもの（一から八まで及び十の項（い）欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ（ろ）欄に掲げる規模又は階のものを除く。）	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階にあるもの	昭和五十九年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
十三	一から十二までに掲げる用途（ただし、十一の用途の場合は、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるものに限る。）のいずれかを有する地下街	床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの	毎年十一月一日から翌年の一月三十一日まで

備考

一 この表の（ろ）欄及び（は）欄において、地階若しくは三階以上の階にあるもの、三階以上の階にあるもの、五階以上の階にあるもの又は地階又は三階以上の階にあるものとは、それぞれ地階若しくは三階以上、三階以上、五階以上又は地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものをいう。ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものは、階数が三以上のものに限る。

二 この表の九の項及び十の項の（い）欄に掲げる用途のうち、共同住宅の住戸の部分については、定期報告の対象から除く。

一部改正〔平成一二年規則九八号・一五年六一号・二〇年四五号・二八年七八号・令和二年六号〕
（建築物の定期報告）

第十四条 法第十二条第一項の規定により行う建築物の敷地、構造及び建築設備に関する報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準は、東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第

百九十四号。以下「都規則」という。) 第十一条第一項の規定により東京都知事が別に定めるところによるものとする。

2 法第十二条第一項の規定による報告は、定期調査報告書(第八号様式)及び定期調査報告概要書(第八号様式の二)に、都規則第十一条第二項の規定により東京都知事が別に定める調査結果表を添付して行わなければならない。

3 前項の報告書は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

4 法第十二条第一項の規定により報告の対象となる建築物を除却し、又は使用を休止(当該建築物について、最後に同項の規定による報告を行った日の翌日から起算して一年(前条第一項の表二の項から七の項まで及び同条第二項の表三の項から十二の項までに掲げる建築物にあっては、三年)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、建築物除却・使用休止届(第八号様式の三)を区長に届け出なければならない。

5 前条の規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした建築物については、当該届出の日から当該建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第十二条第一項の規定による報告を要しない。

6 第四項の規定による休止の届出をした建築物を再使用しようとするときは、使用する日の三日前までに、建築物再使用届(第八号様式の四)に規則第五条第三項及び第四項に定める書類を添えて区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成一五年規則六一号・一八年六〇号・二〇年四五号・二八年一号・七八号・三一年九号〕

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第十五条 法第十二条第三項に規定する特定建築設備等(以下「特定建築設備等」という。)のうち、同項の規定に基づき指定するものは、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項の規定により報告の対象となる建築物に設ける建築設備のうち次に掲げるもの
イ 法第二十八条第二項ただし書の換気設備又は同条第三項の規定により設ける換気設備(自然換気設備を除く。)

ロ 法第三十五条の排煙設備又は令第二百二十九条の十三の三第十三項に規定する構造を有する非常用エレベーターの昇降路若しくは乗降口ビーに設ける排煙設備で、排煙機又は送風機を有するもの

ハ 法第三十五条の非常用の照明装置

ニ 法第三十六条により設ける給水又は排水の配管設備で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるもの

二 第十三条第二項に規定する建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)

全部改正〔平成二八年規則七八号〕

(特定建築設備等の定期報告の時期等)

第十六条 法第十二条第三項の規定により報告の対象となる特定建築設備等及び令第三百三十八条の三に規定する升降機等(以下「報告対象特定建築設備等」という。)に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、都規則第十三条第一項に定めるところによるものとする。

2 法第十二条第三項の規定により報告の対象となる特定建築設備等(令第十六条第三項第二号及び前条第一項第二号に定める防火設備を除く。)に係る規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、当該特定建築設備等に係る法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して二年を経過する日まで

に一回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して一年を経過する日まで（前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して一年を経過する日まで）に一回とする。ただし、規則第六条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して三年を経過する日までに一回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して三年を経過する日まで（前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して三年を経過する日まで）に一回とする。

3 法第十二条第三項の規定により報告の対象となる特定建築設備等のうち、令第十六条第三項第二号及び前条第一項第二号に定める防火設備に係る規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、次の表の（い）欄に掲げる用途ごとに、当該防火設備に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表（ろ）欄に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、同表（ろ）欄に掲げる時期以外の時期に報告することができるものとする。

	（い）	（ろ）
	用途	報告の時期
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外觀覧場を除く。）、公会堂又は集会場	毎年四月一日から十月三十一日まで
二	旅館又はホテル	毎年四月一日から十一月三十日まで。ただし、床面積の合計が二千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年四月一日から十月三十一日まで
三	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで。ただし、床面積の合計が三千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年四月一日から十月三十一日まで
四	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、令百十五条の三第一号に掲げる児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	毎年四月一日から十一月三十日まで
五	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで
六	下宿、共同住宅又は寄宿舎	毎年四月一日から九月三十日まで
七	第十三条第二項の表十の項に掲げる建築物	毎年四月一日から十一月三十日まで
八	第十三条第二項の表十二の項に掲げる建築物	毎年四月一日から翌年の一月三十一日まで
九	第十三条第二項の表十三の項に掲げる建築物	毎年四月一日から十月三十一日まで

4 令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に係る規則第六条の二の二第一項の規定により定める報告の時期については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「二年」とあるのは「一年」と、「一年」とあるのは「六月」と読み替えるものとする。

5 報告対象特定建築設備等について、第十項に定める再使用をする場合における規則第六条第一項及び第六条の二の二第一項の規定により定める報告の時期については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項中「法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証（以下この条において「検査済証」という。）の交付を受けた日」とあるのは「第十項の規定による届出を行った日」と読み替えるものとする。

6 規則第六条第三項の報告書は、報告の日前一月以内に検査し、作成したものでなければならない。

7 規則第六条第四項の規定により定める書類は、都規則第十三条第六項に定める建築物概要書とする。

8 報告対象特定建築設備等を廃止し、又は使用を休止（当該報告対象特定建築設備等について、最後に法第十二条第三項の規定による報告を行った日の翌日から起算して一年（令第三百三十八条の三に規定する昇降機等にあつては、六月）を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）したときは、遅滞なく、特定建築設備等廃止・使用休止届（第十一号様式）により区長に届け出なければならない。ただし、建築物の全部を除却することに伴い、除却した建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、第八号様式の三による建築物除却届を区長に届け出た場合はこの限りではない。

9 第二項から第四項までの規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした報告対象特定建築設備等については、当該届出の日から当該報告対象特定建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第十二条第三項の規定による報告を要しない。

10 第八項の規定による休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の三日前までに、特定建築設備等再使用届（第十一号様式の二）に規則第六条第三項及び第四項又は第六条の二の二第三項及び第四項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成一二年規則一三号・一五年六一号・一七年九二号・一八年六〇号・二〇年四五号・二八年七八号・三一年九号〕

（所有者等の変更）

第十六条の二 規則第五条第三項、第六条第三項又は第六条の二の二第三項の規定により報告をした所有者（所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者）は、所有者、管理者又は報告をした建築物の名称を変更したときは、遅滞なく、建築物等の所有者等変更届（第十一号様式の三）を区長に届け出なければならない。

追加〔平成一八年規則六〇号〕、一部改正〔平成二〇年規則四五号・二八年七八号〕

（定期報告の書類の保存期間）

第十六条の三 規則第六条の三第五項第二号の規定による保存期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。この場合において、当該期間の起算の日は、当該書類を受理した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日とする。

一 規則第五条第三項に規定する書類 三年間。ただし、第十三条の規定による報告の時期が毎年となる建築物については、一年間

二 規則第六条第三項に規定する書類 三年間（第十五条第一号に規定する建築設備を含む。）。ただし、令第百三十八条第二項第二号及び第三号に規定する遊戯施設については、五年間

2 前項の規定にかかわらず、第八号様式の二による定期調査報告概要書並びに規則別記第三十六号の五様式、第三十六号の七様式、第三十六号の九様式及び第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書の保存期間は、当該書類を受理した日から、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでとする。

追加〔平成二〇年規則四五号〕、一部改正〔平成二二年規則二五号・二八年七八号・三一年九号〕

[資料03]申請手続の流れ集

番号	書類名称	備考
1	申請手続の流れ 1/4	オンライン申請
2	申請手続の流れ 2/4	郵送申請
3	申請手続の流れ 3/4	窓口申請
4	申請手続の流れ 4/4	郵送申請 昇降機等の関係内容のみの書類

申請手続の流れ 1/4

- (ケース 1/4) オンラインで申請

- (ケース 2/4) 郵送で申請
- (ケース 3/4) 窓口で申請
- (ケース 4/4) 郵送で申請 (昇降機等の関係内容のみの書類)

申請者

- ▼ 申請書類を作成
[R7 設備係 04]書類提出フォーム (無料) に申請書類をアップロード、区に送信

江戸川区 (設備係)

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区 (設備係)

- ▼ 補正の是正確認、審査完了、収受事務
フォームに「文書の収受について (報告)」をアップロード [B]

申請者

- ▼ 申請状況照会フォームで申請状況 (対応完了) を確認 1

AB : 標準処理期間 (A ~ B)

7 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1 : 申請状況照会フォームは申請後の受信メールに URL とパスワードが記載されています

申請手続の流れ 2/4

- (ケース 1/4) オンラインで申請
- (ケース 2/4) **郵送で申請**
- (ケース 3/4) 窓口で申請
- (ケース 4/4) 郵送で申請 (昇降機等の関係内容のみの書類)

申請者

- ▼ 申請書類を作成
 区に郵送

江戸川区 (設備係)

- ▼ 申請書類の受付
 申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区 (設備係)

- ▼ 補正の是正確認、審査完了、収受事務

申請手続の流れ 3/4

- (ケース 1/4) オンラインで申請
- (ケース 2/4) 郵送で申請
- (ケース 3/4) **窓口で申請**
- (ケース 4/4) 郵送で申請 (昇降機等の関係内容のみの書類)

申請者

- ▼ 申請書類を作成
区役所窓口 (建築指導課設備係)
申請書類の提出

江戸川区 (設備係)

- ▼ 申請書類の受付
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区 (設備係)

- ▼ 補正の是正確認、審査完了、収受事務

申請手続の流れ 4/4

- (ケース 1/4) オンラインで申請
- (ケース 2/4) 郵送で申請
- (ケース 3/4) 窓口で申請
- (ケース 4/4) 郵送で申請 (昇降機等の関係内容のみの書類)

申請者

- ▼ 申請書類 (正副本) を作成
受付機関 (東京都昇降機安全協議会) に郵送

受付機関

- ▼ 郵便物の受取
申請書類の受付、審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

受付機関

- ▼ 補正の是正確認、審査完了、収受事務
申請書類 (正副本) を区に郵送

江戸川区 (設備係)

- ▼ 郵便物の受取
申請書類の収受事務
申請書類 (副本) を受付機関に郵送

受付機関

- ▼ 郵便物の受取
申請書類 (副本) を申請者に郵送

申請者

- ▼ 郵便物の受取、確認

【備考】

「郵送で申請」の方法以外で手続きしたい場合は、東京都昇降機安全協議会に相談ください。

[資料 04] オンライン申請フォーム集（定期報告）

1 LoGo フォーム

LoGo フォームは、地方公共団体システム機構（J-Lis）に登録された、LGWAN-ASP サービスです。

区民や事業者の方々は、インターネット回線（スマートフォンやパソコン）を利用して、電子申請サービスに登録されたサービスを利用（申請書の送付等）することができます。

一方、区職員は、LGWAN 回線にて申請内容の確認や、内容に不備があれば差戻しをしたり、審査の決定通知を送ったりすることができます。

また、キャッシュレス決済や xID による本人認証等を行うことができ、幅広い電子申請化を実施することができます。

2 各種フォーム

次に関連する書類の提出は、LoGo フォームで手続きできます。

- ・ 定期調査報告（特定建築物）
- ・ 定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- ・ 長期優良住宅（長期優良住宅法）
- ・ 低炭素住宅（エコまち法）
- ・ 性能向上計画（建築物省エネ法）
- ・ 省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）
- ・ 昇降機確認申請（建築基準法）

上記は建築指導課設備係で事務担当しています。

手続フォームは次のとおりです。

なお、建築指導課では、上記以外のオンライン申請を取り扱っています。

2 - 1 [R7 設備係 01]連絡フォーム

建築指導課設備係と次の事項の連絡（送受信）をすることができます。

「連絡事項（報告・通知）」、「Q&A（質問・回答）」、「資料請求、資料送付」

2 - 2 [R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

区事務手数料が設定されていない申請（届出など）が対象です。

「定期調査報告（特定建築物）」、「定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）」、「長期優良住宅（長期優良住宅法）」、「低炭素建築物（エコまち法）」、「性能向上計画（建築物省エネ法）」

2 - 3 [R7 設備係 06]定期報告概要書閲覧申請フォーム [準備中]

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

「定期報告（特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等）概要書閲覧の申請」

以下のフォームは、「定期報告」で使いません

[R7 設備係 02]申請準備の確認フォーム

[R7 設備係 03]書類提出フォーム（有料）

[R7 設備係 05]昇降機確認申請の書類提出フォーム

[建築指導課支払いフォーム]（（クレジットカード払い専用）建築基準法による確認申請・検査申請・認定申請・許可申請の受付フォーム）

質問項目設定

基本情報設定

高度な設定

権限設定

動作確認

公開



フォーム説明

項目ID: 2

▼建築指導課設備係と、次の事項の連絡（送受信）をすることができます。

- (1)連絡事項（報告・通知）
- (2)Q&A（質問・回答）
- (3)資料請求、資料送付

▼メール感覚で利用ください。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して送受信事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。

項目ID: 55

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス（確認） 必須

0 / 128

Q2. 主な内容 必須

項目ID: 22

※①～③から1つ選択します 必須

- ☐ ①連絡事項（報告・通知）
- ☐ ②Q&A（質問・回答）
- ☐ ③資料請求、資料送付

Q3. 連絡事項、Q&A、資料請求

項目ID: 57

※任意記入

0 / 60000

Q4. 資料送付

項目ID: 4

※任意添付、PDFファイルの添付（アップロード）



項目ID: 62



項目ID: 63



Q5. 資料送付

項目ID: 59

※任意添付、画像ファイルの添付（アップロード）



項目ID: 60



項目ID: 61



（Q4、Q5注意事項）

項目ID: 58

アップロードは10MB×10個まで
画像形式はgif、jpg、jpeg、png



フォーム説明

項目ID: 2

▼次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

区事務手数料が設定されていない申請（届出など）が対象です。

- (1)定期調査報告（特定建築物）
- (2)定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- (3)長期優良住宅（長期優良住宅法）
- (4)低炭素建築物（エコまち法）
- (5)性能向上計画（建築物省エネ法）
- (6)省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）

項目ID: 52

▼確認事項 ※①～③を全て選択します 必須

- ☐ ①複数の手続きをまとめて行っていません。
- ☐ ②添付図書の形式はPDFです。文字や数字が読み取れるようにしています。
- ☐ ③書類様式が定められている場合は、それを使用しています。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して書類提出の手続き事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。
- (3)区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となり、書類管理番号が発行されます。
- (4)書類管理番号は、区が書類を収受した証しとなるほか、後日にその書類を区に照会する際に必要となります。提出の記録として控え書類などと一緒に保管することをお勧めします。
- (5)書類選択の【通知あり】は「対応完了」時に区が通知書（区施行の通知書+申請者提出書類）を送付すること（通知メールあり）になっています。なお、【通知あり】の表示がない書類はそれを行いません。
- (6)書類選択の【副本返却】は「対応完了」時に区が提出書類を返却すること（通知メールあり）になっています。なお、【副本返却】の表示がない書類はそれを行いません。
- (7)書類様式、手続きの方法は区ホームページをご覧ください。

項目ID: 56

送信後の申請状況照会（説明PDF）

項目ID: 55

▼大切なお知らせ

現在、通知書類の受取は「郵送」選択のみです。
通知書類受取用郵送資材を区に郵送ください。

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

Q2. 建築物の所在地 必須

項目ID: 45

※○丁目以後は省略とする 必須

江戸川区東小岩五丁目

0 / 60000

Q3. 申請の分類 必須

項目ID: 22

※①～⑤から1つ選択します ※選択後、分類の書類が表示されます 必須

- ☐ ①定期報告 (届出)
- ☐ ②定期報告 (改善完了)
- ☐ ③長期優良住宅 (届出)
- ☐ ④低炭素建築物 (届出)
- ☐ ⑤省エネ法性能向上計画 (届出)
- ☐ ⑥省エネ基準適合判定 (届出)

項目ID: 46

▼Q3①定期報告 (届出) ※Q4PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択 必須

- ☐ 建築物除却・使用休止届 [第8号様式の3 (第14条関係)]
- ☐ 建築物除却届 [江都建様式07]
- ☐ 建築物使用休止届 [江都建様式08]
- ☐ 建築物再使用届 [第8号様式の4 (第14条関係)]
- ☐ 特定建築設備等廃止・使用休止届 [第11号様式 (第16条関係)]
- ☐ 特定建築設備等廃止届 [江都建様式09]
- ☐ 特定建築設備等使用休止届 [江都建様式10]
- ☐ 特定建築設備等再使用届 [第11号様式の2 (第16条関係)]
- ☐ 建築物等の所有者等変更届 [第11号様式の3 (第16条の2関係)]
- ☐ 特定建築物定期報告対象外届 [江都建様式11]
- ☐ 特定建築設備定期報告対象外届 [江都建様式12]

項目ID: 47

▼Q3②定期報告 (改善完了、概要書閲覧、新規登録) ※Q4PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択

必須

- ☐ 改善完了報告書（特定建築物） [江都建様式13]
- ☐ 改善完了報告書（防火設備） [江都建様式14]
- ☐ 建築設備改善済報告書 [江都建様式15]
- ☐ 昇降機等改善工事完了届 [江都建様式16]

項目ID: 48

▼Q3③長期優良住宅（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 取下げ届 [第2号様式（第8条関係）]【副本返却】
- ☐ 許可申請取下げ届 [第2号様式の2（第8条の2関係）]
- ☐ 工事完了報告書 [第4号様式（第9条関係）]
- ☐ 状況報告書 [第5号様式（第9条関係）]
- ☐ 取りやめ届 [第6号様式（第10条関係）]【通知あり】
- ☐ 工事取りやめ届 [第6号様式の2（第10条の2関係）]【通知あり】

項目ID: 49

▼Q3④低炭素建築物（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 取下げ届 [第4号様式（第8条関係）]【副本返却】
- ☐ 新築等状況報告書 [第7号様式(第10条関係)]
- ☐ 建築取りやめ届 [第8号様式（第11条関係）]【副本返却】
- ☐ 工事完了報告書 [第9号様式（第12条関係）]
- ☐ 工事完了報告書 [第10号様式（第12条関係）]
- ☐ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微変更該当証明申請書 [第12号様式（第14条関係）]【通知】

項目ID: 50

▼Q3⑤省エネ法性能向上計画（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 取下げ届 [第5号様式（第9条関係）]【通知あり】
- ☐ 新築等状況報告書 [第8号様式（第11条関係）]
- ☐ 建築取りやめ届 [第9号様式（第12条関係）]【副本返却】
- ☐ 工事完了報告書 [第10号様式（第13条関係）]
- ☐ 工事完了報告書 [第11号様式（第13条関係）]
- ☐ 軽微変更該当証明書（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による証明） [第18号様式（第18条関係）]【通知あり】

項目ID: 58

▼Q3⑥省エネ基準適合判定（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書 [第11号様式の2（第14条関係）]

Q4. PDFファイルの添付（アップロード） 必須

項目ID: 4

申請書類一式 ※10MB×10個まで 必須



項目ID: 59



項目ID: 60



項目ID: 61



項目ID: 62



Q5. 区への連絡事項

項目ID: 57

※任意記入

0 / 60000

[資料 05] 副本（控え書類）への区受付印の押印を希望する場合

次に記載は、定期報告関係届出の申請手続に関連することです。

申請書類の提出記録として、副本（控え書類）の保管を推奨します。

申請書類の関連規定で副本の提出、申請者に返却が明記されている場合は、それに従い区に正副（２部）提出します。区は副本（控え書類）に区受付印を押印し申請者に返却します。

定期報告関係届出については関連規定に明記ないので、副本（控え書類）提出は不要です。上記同様の対応を希望し提出された場合は、慣例として押印し申請者に返却しています。

区受付印の押印を希望する場合は、次のとおり準備・対応ください。

1 郵送で申請、郵送で副本受取

申請時に次を区に郵送します。

- ・ 申請書類
- ・ 申請書類（副本（控え書類））
- ・ 副本受取用郵送資材（宛先明記、切手貼付）

2 窓口で申請、窓口で副本受取

申請時に次を窓口提出します。

- ・ 申請書類
- ・ 申請書類（副本（控え書類））

3 オンライン申請

オンライン申請では、副本への区受付印の押印と返却は行っていません。

4 区受付印サンプル



5 備考

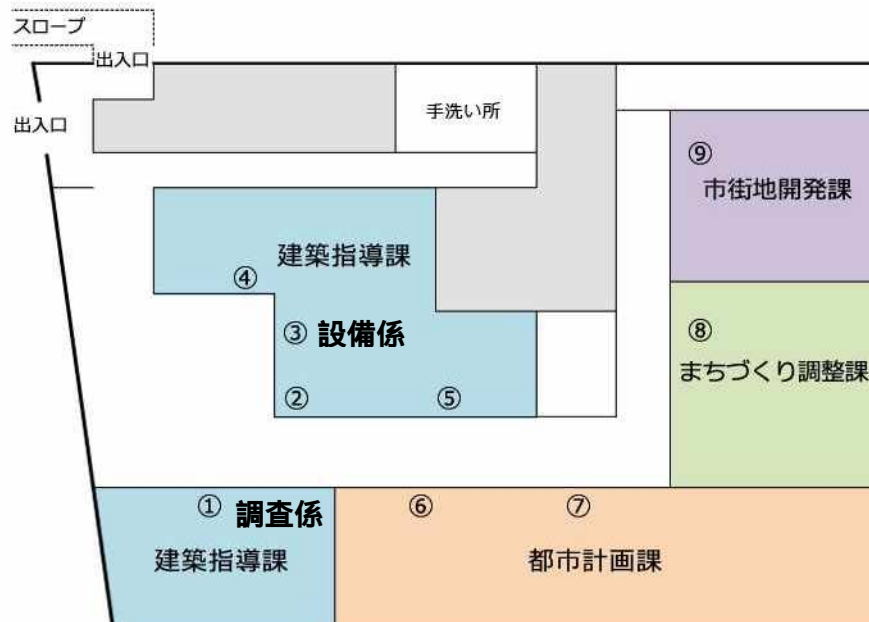
申請手続の流れ 4/4 は別途対応で、副本への区受付印の押印を行います。

[資料 06]

江戸川区役所第三庁舎 1 階 建築指導課



第三庁舎1階



上図は区ホームページから抜粋

6 関連資料（リンク）



[リンク 001]

東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ
Web（東京都防災・建築まちづくりセンター）



[リンク 002]

日本建築設備・昇降機センターホームページ
Web（日本建築設備・昇降機センター）



[リンク 003]

東京都昇降機安全協議会ホームページ
Web（東京都昇降機安全協議会）

電子版は、江戸川区ホームページの該当項目を参照ください。

江戸川区ホームページ>まちづくり・環境>建築に関すること>定期報告・維持管理・液状化・事故報告>定期報告



定期報告関係届出の手引き（令和7年7月）

江戸川区都市開発部建築指導課設備係

電話：03-5662-0749

初版：令和7年4月

改訂：令和7年7月

改訂：令和 - 年 - 月